

TOPIC  
03

## 児童手当制度改正による 申請手続きはお済みですか？

令和6年10月(令和6年12月支給分)から児童手当の制度が変わりました。次の表に当てはまる人で、申請が完了していない人は、**3月31日(月)**までに申請をしてください。**4月1日以降に申請された場合は、申請した日の属する月の翌月分からの支給となります**のでご注意ください。

| 申請が必要となる人  | 申請に必要な書類  |
|--|---|
| ①所得上限限度額超過などにより、現在、児童手当を受給していない人   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童手当 認定請求書</li> <li>・請求者の健康保険証の写し</li> <li>・請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し</li> <li>・本人確認書類(マイナンバーカードなど、個人番号のわかるもの)の写し</li> </ul> ※その他必要書類がある場合があります。<br>※請求者は父母のうち所得の高い人となります。 |
| ②中学生以下の児童を監護・養育しておらず、高校生年代※の児童を監護・養育している人<br>※2006年4月2日から2009年4月1日生まれ          |   |
| ③現在、児童手当を受給しており、大学生年代※の子と、高校生年代までの児童の合計人数が3人以上となる人<br>※2002年4月2日から2006年4月1日生まれ | <ul style="list-style-type: none"> <li>●監護相当・生計費の負担についての確認書</li> </ul>  |

### 申請期限 令和7年3月31日(月) 必着

※注意:期限までに申請があった場合は、令和6年10月分に遡って認定されますが、**4月1日以降に申請された場合は申請した日の属する月の翌月分からの支給となります**。公務員の人は、職場からの支給となりますので、所属庁へお問い合わせください。



様式はこちら

### 申請方法

子育て応援課窓口(いこまい館2階)または郵送(ホームページに様式などを掲載しています)

問い合わせ 子育て応援課 / ☎0561-56-0736 (ID:12305)

TOPIC  
04

## 子ども会に入ろう！

子ども会は、主に小学生の子どもを対象に、地域の異なる年齢の子どもたちが集まり、季節の行事やレクリエーション、地域活動などを通して、協力し合い、ともに遊び、学び、成長することができる貴重な場所です。

ぜひ、地域の子ども会へのご加入をお子様と一緒にご検討ください！

### 子ども会活動の一例

※子ども会によって内容が変わります。

- ・歓迎迎会 ・夏祭り ・秋祭り
- ・遠足 ・クリスマス会



問い合わせ 子育て応援課 / ☎0561-56-0736 (ID:3813)